

北海道建築士

HOKKAIDO KENCHIKUSHI 2024.04.No320

4月号

目次

就任のごあいさつ	1
定時総会報告	2
基準法改正の案内	4
Coffee Break	7
information	8

URL <https://www.h-ab.com/>



就任のごあいさつ

一般社団法人北海道建築士会 会長 本間 恵美

今年度より一般社団法人北海道建築士会会長に就任をさせていただきました。所属は小樽支部です。会員の皆様よろしくお願いいたします。

昨年、(公社)兵庫県建築士会と(一社)島根県建築士会に女性の会長が誕生しました。本会もその後に続こうと高野壽世前会長から背中を押されてバトンを受け取るようになりました。私自身は全く想像もしていなかったことで、未だ驚きの中にいます。

高野前会長におかれましては、長きに渡り北海道建築士会の先頭に立って引っ張っていただきましたことを心より感謝いたします。本当にお疲れさまでした。これからは肩の荷を下ろしてゆっくりしていただきたいところではありますが、まだしばらくは相談役として頼りにさせていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

現在私は、令和2年(2020年)から(公社)日本建築士会連合会女性委員会委員長をさせていただいております。7月14日(日)、15日(月)開催の令和6年度第33回全国女性建築士連絡協議会(東京)が終わるまでの任期です。

連合会女性委員会では、昨年の第65回建築士会全国大会しずおか大会にて、会員増大についてセッションを行いました。会員減少は全国の都道府県建築士会において喫緊の課題であり、本会も同様です。「魅力ある建築士会」とは?をテーマに、全国の女性、青年会員354名に回答していただいたアンケート結果の一部を紹介いたします。

まず、入会のきっかけは、仲間づくりと人脈づくりを上げた方が多く、入会して良かった点も仲間や人脈ができたことが一番でした。

入会してのメリットは、研修会費等の割引が最も多く、毎月の会誌が2番目です。会誌には役立つ情報が詰まっています。

次に、誰もが参加しやすい建築士会とは?との問

いには、会員同士垣根の無い平らな関係、が一番多い回答であり、魅力ある建築士会とは?では、自己研鑽、スキルアップ、社会や地域に貢献できる、が上位の回答でした。メリットが無いと感じる方は活動などに参加していない人に多い傾向があり、参加している人はメリットを感じています。折角会員になったのですから、興味のある事業や活動に、是非参加してくださいませようよろしくお願いいたします。

北海道建築士会では、平成24年(2012年)から平成27年(2015年)まで女性委員会委員長をさせていただきました。その時には、「建築士による住教育出張講座」を全道各地の高校等で開催しました。各支部の皆様にも協力をしていただき、本会としては学生や一般の方々に広く建築士会を知っていただく良い事業でしたが、ここ数年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面での活動が大幅に制限されてしまったことは残念でした。最近、新型コロナウイルスが以前より落ち着いてきたこともあり、2月に札幌支部で5年ぶりに出張講座が開催されたとの情報を得て嬉しく思いました。これからは、各委員会の皆様には、建築士会内外に向けた様々な活動をしていただきたいと思います。

委員会活動が活発であってこそ建築士会です。各委員会の皆様には、会員同士垣根無く意見を言い合い、新しい発想で自由に伸び伸びと活動していただくことをお願いいたします。

今年度より副会長は、久島正嗣さんと針ヶ谷拓己さんです。常務理事には、高橋幸二さん、丹波泰哉さん、菊地義紀さん、松本純さんの男性4名と工藤美智子さん、岩崎美乃さんの女性2名になりました。監事には伊藤隆英さんと早川陽子さんです。会員の皆様初め、各支部長、副会長、理事、監事、各委員会、そして事務局の皆様にご協力をいただきながら、魅力ある建築士会を目指していききたいと思います。

令和6年定時総会報告

定時総会開催

役員改選により、本間新会長誕生へ

日 時：令和6年3月19日(火) 14時00分～17時00分

会 場：ホテル札幌ガーデンパレス 2F 丹頂

(札幌市中央区北1条西6丁目)

出席者：代議員40名中27名出席



提案事項（定時総会の目的である事項）

〔議案第1号〕

令和5年 一般会計事業報告及び収支決算（案）

〔議案第2号〕

令和5年 特別会計事業報告及び収支決算（案）

（監査報告）

〔議案第3号〕

役員の改選

議案第1号～2号の主だった内容は以下のとおり

〔議案第1号〕

◆令和5年 一般会計事業報告

『委員会所管事項』

◎ 総務・企画委員会

- ・関係機関との意見交換会等の実施
11/13 北海道と関係7団体意見交換会出席
- ・専攻建築士制度等に関する事項
申請 10名 領域 10領域
3/7 専攻建築士審査評議会
- ・建築士会継続能力開発（CPD）制度の促進
CPD参加登録者 1,087名
7/20 CPDプログラム審査評議会
及び同部会の開催（12回）
- ・全道大会（北空知大会）
令和5年9月1日(金)・2日(土)
- ・全国大会「しずおか大会」
令和5年10月27日(金)
- ・表彰の実施
会長表彰の実施・連合会会長表彰の推薦
- ・赤レンガ建築賞への共催等

◎ 事業委員会

- ・「既存住宅状況調査技術者講習」
対面講習
新規 札幌会場 受講者 7名
更新 札幌会場 受講者 26名
- ・「発注者・設計者・監理者・施工者のための建築技術者が知っておきたい施工の心得」講習会
札幌会場 受講者 2名

◎ 情報委員会

- ・会誌「北海道建築士」（305号～316号発行）
- ・ホームページの運用
- ・全道大会（北空知大会）「北海道建築士 号外」発行

◎ まちづくり委員会

- ・地域におけるまちづくり活動の推進と支援
- ・7/29 まちづくりフォーラムの開催
- ・高校生建築デザインコンクールの実施
- ・高校生建築甲子園の実施
- ・北海道景観整備機構の運営

◎ 災害対応委員会

- ・被災地応急支援ネットワークの構築
- ・応急危険度判定の普及及び訓練への参加

- ・応急危険度判定講習会の講師登録制度の運用
- ・応急危険度判定地区協議会への協力
- ・ほっかいどう住宅フェアへの参加

◎ 青年委員会

- ・3/18 全道青年委員会連絡会議
- ・5/20 青年建築士の集い
- ・ブロック協議会活動の展開
- ・全道大会青年サミット及びC分科会の運営

◎ 女性委員会

- ・勉強会・見学会を含めた活動を支援
- ・全道の女性会員とのネットワークづくりの活動
- ・広報誌の編集
- ・インスタグラムの開設「北海道建築士会 女性委員会」
- ・全道大会A分科会の運営
- ・7/17 全国女性委員長会議（web実施）

◎ 会員増強特別委員会

- ・建築士会の会員増強と組織の強化

◎ ヘリテージマネージャー特別委員会

- ・北海道ヘリテージマネジメント専門職育成講座
計13回
- ・6/24 歴史的建造物の劣化度調査の実習
- ・12/2 ヘリテージアドバイザー講習会

◎ BIM推進特別委員会

- ・オンラインセミナー「doBIM」 計6回
- ・ハンズオンセミナー 釧路・帯広・旭川開催
- ・委員会内BIM関連情報セミナー開催

『事務局所管事項』

区 分		受験者数	合格者(合格率)
二級	学科	771	202名 (26.2%)
	製図	330	150名 (45.5%)
木造	学科	5	2名 (40.0%)
	製図	2	0名 (0%)
一級	学科	896	86名 (9.6%)
	製図	233	76名 (32.6%)

- ・一級建築士登録等の業務
新規 69件 事項変更等 127件
- ・二級・木造建築士登録等の業務
新規 191件 事項変更等 167件
- ・応急危険度判定士認定関係
12月末有効認定者数 2,420名
応急危険度判定士認定講習会
1月～12月 15会場開催 受講者 421名
- ・建築士定期講習
14会場開催 受講者 802名
- ・監理技術者講習
3会場開催 受講者 72名
- ・「第54回建築基準法講習会」開催
21会場 受講者 1,045名

「議案第2号」

◆令和5年 特別会計事業報告

- ・北海道建築士会地域貢献活動センター事業報告
- 地域貢献活動基金事業助成申請 審査・選考2団体2事業 採択
- 「円山動物園 こども動物園「モルモット」の遊び道具コンペ」(円山動物園「こども動物園」の

魅力UPプロジェクト)

「十勝建築展」(特定非営利活動法人 双葉の露)

「議案第3号」

◆役員の改選

任期満了に伴う役員の改選が行われ、令和6・7年の役員として、理事23名、監事2名が選出された。

令和6・7年 (一社)北海道建築士会 役員名簿

役 職	支部名	氏 名		役 職	支部名	氏 名		役 職	支部名	氏 名	
会 長	小 樽	本間 恵美	新任	副 会 長	札 幌	久島 正嗣	再任	副 会 長	札 幌	針ヶ谷拓己	新任
統括理事	旭 川	大田 幸広	再任	統括理事	苫小牧	中原 茂人	新任	統括理事	十 勝	鈴木 徹	新任
専務理事	札 幌	伊藤 将俊	新任	常務理事	日 高	高橋 幸二	新任	常務理事	札 幌	工藤美智子	再任
常務理事	札 幌	菊地 義紀	新任	常務理事	千 歳	丹波 泰哉	新任	常務理事	札 幌	松本 純	新任
常務理事	函 館	岩崎 美乃	新任	理 事	小 樽	林 昌宏	新任	理 事	釧 路	前田 繁	新任
理 事	上富良野	土田 浩貴	新任	理 事	札 幌	吉田 徹	新任	理 事	札 幌	後藤 朋恵	再任
理 事	札 幌	杉山 友和	新任	理 事	札 幌	大門 浩之	再任	理 事	宗 谷	小野 孝	新任
理 事	函 館	澤口 悦郎	新任	理 事	遠 軽	井上 隆広	新任				
監 事	恵 庭	伊藤 隆英	再任	監 事	小 樽	早川 陽子	新任				

貸 借 対 照 表

令和5年12月31日現在

一般社団法人 北海道建築士会

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	77,113,547	85,111,127	△ 7,997,580
未 収 金	6,001,714	4,916,113	1,085,601
貯 蔵 品	366,369	350,575	15,794
立 替 金	434,902	538,880	△ 103,978
前 払 費 用	628,725	530,270	98,455
流動資産合計	84,545,257	91,446,965	△ 6,901,708
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	5,522,589	5,002,504	520,085
財政調整資金積立預金	49,663,807	50,746,049	△ 1,082,242
大会積立資産	100,000	0	100,000
特定資産合計	55,286,396	55,748,553	△ 462,157
固定資産合計	55,286,396	55,748,553	△ 462,157
資産合計	139,831,653	147,195,518	△ 7,363,865
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	16,220	349,373	△ 333,153
未 払 費 用	415,056	279,216	135,840
前 受 金	5,991,850	6,054,200	△ 62,350
前 受 会 費	21,695,000	21,694,000	1,000
預 り 金	1,191,000	2,029,590	△ 838,590
流動負債合計	29,309,126	30,406,379	△ 1,097,253
2. 固定負債			
退職給付引当金	5,522,589	5,002,504	520,085
固定負債合計	5,522,589	5,002,504	520,085
負債合計	34,831,715	35,408,883	△ 577,168
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
負 担 金	△ 1,500,000	△ 1,500,000	0
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	104,999,938	111,786,635	△ 6,786,697
正味財産合計	49,763,807	50,746,049	△ 982,242
正味財産合計	104,999,938	111,786,635	△ 6,786,697
負債及び正味財産合計	139,831,653	147,195,518	△ 7,363,865

収 支 計 算 書

令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

一般社団法人 北海道建築士会

(単位: 円)

科 目	予 算	決 算	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
会 費 収 益	70,124,000	69,251,500	△ 872,500
事 業 収 益	26,237,000	21,916,139	△ 4,320,861
受 託 収 益	22,024,000	17,373,858	△ 4,650,142
助 成 金 収 益	39,538,000	3,428,425	△ 36,109,575
退職給付引当金戻入	0	0	0
受 取 補 助 金 等	0	0	0
雑 収 益	18,032,000	17,351,596	△ 680,404
経常収益計	175,955,000	129,321,518	△ 46,633,482
(2) 経常費用			
事 業 費	123,336,000	106,881,975	△ 16,454,025
講 習 会 等 費	6,959,000	4,465,127	△ 2,493,873
二級・木造建築士登録等業務費	1,137,000	1,135,250	△ 1,750
継続能力開発制度費	434,000	425,255	△ 8,745
専 攻 建 築 士 制 度 費	107,000	63,269	△ 43,731
そ の 他 事 業 費	5,124,000	3,884,986	△ 1,239,014
広 報 ・ 情 報 費	7,824,000	6,776,292	△ 1,047,708
大 会 関 係 諸 費	2,209,000	470,769	△ 1,738,231
委 員 会 活 動 費	15,253,000	13,520,559	△ 1,732,441
人 件 費	24,744,000	24,221,959	△ 522,041
受 託 事 業 費	7,893,000	5,496,907	△ 2,396,093
助 成 金	5,883,000	5,068,643	△ 814,357
需 要 費	23,548,000	22,767,537	△ 780,463
雑 費	22,221,000	18,585,422	△ 3,635,578
管 理 費	67,551,000	28,666,155	△ 38,884,845
人 件 費	4,500,000	4,495,795	△ 4,205
会 議 費	2,298,000	2,625,999	327,999
旅 費 交 通 費	6,513,000	5,332,285	△ 1,180,715
需 要 費	1,278,000	1,202,910	△ 75,090
対 外 費	3,083,000	2,406,903	△ 676,097
雑 費	77,000	73,393	△ 3,607
連 合 会 費 等	49,802,000	12,528,870	△ 37,273,130
事業活動支出計	190,887,000	135,548,130	△ 55,338,870
事業活動収支差額	△ 14,932,000	△ 6,226,612	8,705,388
2. 投資活動収支の部			
(1) 投資活動収入	4,350,000	4,533,313	183,313
特定資産取崩収	4,350,000	4,533,313	183,313
(2) 投資活動支出	1,180,000	4,071,156	2,891,156
特定資産取得支	1,180,000	4,071,156	2,891,156
投資活動収支差額	3,170,000	462,157	△ 2,707,843
3. 財務活動収支の部			
(1) 財務活動収入	0	0	0
財務活動収入計	0	0	0
(2) 財務活動支出	0	0	0
他会計支出計	40,000	40,000	0
予備費支出	31,948,000	0	△ 31,948,000
当期一般正味財産増減額	△ 43,750,000	△ 5,804,455	37,945,545
前期繰越収支差額	43,750,000	61,040,586	17,290,586
次期繰越収支差額	0	55,236,131	55,236,131

建築基準法・建築物省エネ法の改正について

北海道建設部住宅局建築指導課 片 山 大 輔

1. はじめに

本稿では、令和4年に公布された建築基準法・建築物省エネ法の改正内容について概要を説明します。

改正の背景は、2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標が強化されたためです。

これに向け、建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与することが目標となっています。

本改正の施行は、2年内施行が本年4月1日、3年内施行（全面施行）が令和7年4月（予定）となっています。

2. 3年内施行について

(1) 建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し

現行では、事務の簡素化を図る観点から、建築確認・検査において、次の制度が設けられています。

- ・都市計画区域等の区域外では、一定規模以下の建築物は、建築確認・検査の対象外
- ・都市計画区域等の区域内では、建築士が設計・工事監理を行った一定規模以下の建築物は構造関係規定等の一部の審査が省略（いわゆる4号特例）

改正後、建築確認・検査の対象外となるものは、木造・非木造に関わらず、「都市計画区域等の区域外の平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物」となります。

また、構造関係規定等の審査省略の対象となるものは、木造・非木造に関わらず、「都市計画区域等の区域内の平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物（新3号建築物）」となります。

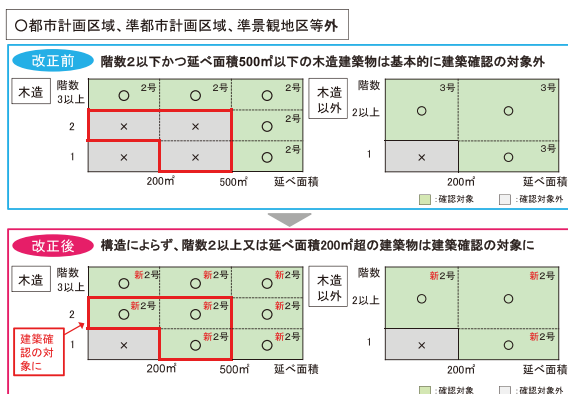


図 建築確認審査の対象となる建築物の規模（都市計画区域等外）

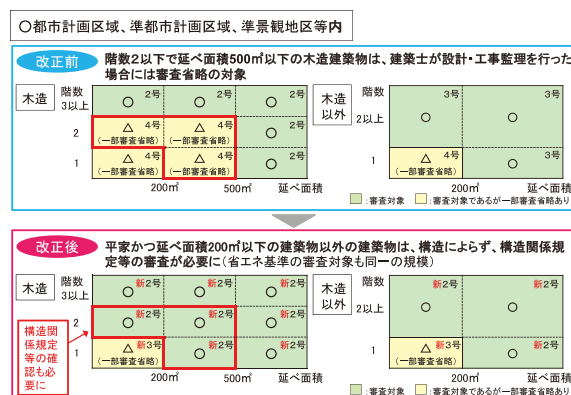


図 建築確認審査の対象となる建築物の規模（都市計画区域等内）

なお、審査省略の対象外となる場合には、確認申請図書に、構造関係の仕様規定、住宅の採光・換気等、防火避難関係規定などに関する図書の添付が必要となります。

(2) 木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し

現行の壁量基準・柱の小径の基準では、「軽い屋根」「重い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定しています。

一方、木造建築物の仕様は多様化しており、この区分では適切に必要な壁量や必要な柱の小径が算定できないおそれがあります。

特に、より高い省エネ性能へのニーズが高まる中、断熱材の増加や階高の引き上げ、太陽光発電設備等が設置される場合には、従来に比べて重量が大きく、地震動等に対する影響に配慮が必要となります。

このため、木造建築物の仕様の実況に応じて算定できるよう、次のとおり見直されます。

〔壁量基準の見直し〕

- ・建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定
- ・存在壁量として、耐力壁に加え、腰壁、垂れ壁等（準耐力壁等）を考慮可能
- ・壁倍率の上限撤廃（壁倍率5倍を超えるものも使用可能）

なお、改正後の算定式では、荷重の実態として「固定荷重」及び「積載荷重」を考慮することとしており、「積雪荷重」については考慮しないこととなる見込みです。

このため、道では、条例による「積雪荷重」の考慮について検討しています。

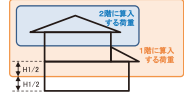
- 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定（いわゆる「軽い屋根」、「重い屋根」は廃止）
- 特定の仕様等の組合せを確認することで、必要壁量を容易に把握できる試算例（早見表）を整備（P.52参照）
- 諸元を入力することで、必要壁量を容易に算定できる表計算ツールを整備（P.53参照）

<算定式（床面積あたりの必要壁量）>

$$L_w = (A_i \cdot Q_0 \cdot \Sigma w_i) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

A_i : 層せん断力係数
 $A_i = 1 + \{ (1/\sqrt{\alpha}) - \alpha \} \times 2T / (1+3T)$
固有周期 $T=0.035$ (秒)
 α : 建築物の A_i を算出しようとする高さの部分がある部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値
 h : 建築物の高さ (m)
 Q_0 : 標準せん断力係数 0.2とする
※令第8条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3
 Σw_i : 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和 (kN)
 A_{fi} : 当該階の床面積 (㎡)

<荷重 (W_i) 算定のイメージ>



$$W_1 = (G_1 + D_1 + D_2) \times A_{G1} + 0.5 \times (G_2 + G_3 + G_4 + D_4) \times A_{G2}$$
$$W_2 = (A_{G1} - A_{G2}) \times (G_1 + D_1 + D_2) + 0.5 \times (G_2 + G_3 + G_4 + D_4) \times A_{G2} + 0.5 \times (G_2 + G_3 + G_4 + D_4) \times A_{G1} + (G_4 + D_4) \times A_{G2} + (W_2 - 2)$$

<算入する荷重>

A _{fi} : 1階面積 (㎡)	D1: 天井 (屋根)断熱材荷重 (kN/㎡)
A _{G1} : 1階面積 (㎡)	D2: 太陽光発電設備荷重 (kN/㎡)
G1: 固定荷重 (kN/㎡)	D3: 外壁断熱材荷重 (kN/㎡)
G2: 外壁重量 (kN/㎡)	D4: 断熱材重量 (kN/㎡)
G3: 内装重量 (kN/㎡)	W2-1: 2階以上の1階の荷重 (kN)
G4: 床面重量 (kN/㎡)	W2-2: 2階以上の2階の荷重 (kN)
P1: 積載荷重 (kN/㎡)	

※在床軸組構造の場合

図 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し（見込み事項）

[柱の小径の基準]

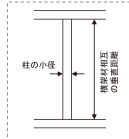
- ・ 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、「柱の小径を算定」又は「小径別の柱の負担可能な床面積を算定」することとなります。

- 建築物の重量に応じた柱の小径の算定式を規定
- より精緻な算定式（座屈の理論式）の活用も可能。柱の小径の算定のほか、柱の負担可能面積の算出が可能
- 特定の仕様等の組合せを確認することで、柱の小径を容易に把握できる試算例（早見表）を整備（P.58参照）
- 諸元を入力することで、柱の小径や柱の負担可能面積を容易に算定できる表計算ツールを整備（P.59-60参照）

<算定式（横架材相互の垂直距離に対する柱の小径）>

$$d_c / l = 0.027 + 22.5 \cdot W_d / l^2$$

d_c : 必要な柱の小径 (mm)
 l : 横架材相互の垂直距離 (mm)
 W_d : 当該階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和 (kN/㎡)
※荷重算定のイメージは壁量算定と同一
※積載荷重は含まない



※柱に壁が取り付く場合、当該壁の方向については、柱の小径の検討は不要

<より精緻な算定式（座屈の理論式）>

$$d_c = \frac{l}{75.05} + \sqrt{\left(\frac{l}{75.05}\right)^2 + \frac{1}{1.3} \cdot W_d A_{dc} / \left(\frac{1}{3} R_c\right)}$$

A_{dc} : 荷重負担面積 (㎡)
 R_c : 柱材の圧縮基準強度 (N/mm²)

座屈の理論式をもとに、
・ 柱の小径
・ 柱の負担可能面積
を容易に算定できる設計支援ツールを整備

図 仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法への見直し（見込み事項）

なお、国土交通省において必要壁量及び柱の小径を容易に把握又は算定できる試算例（早見表）や表計算ツールが整備される予定です。

(3) 階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化

現行では、高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物を建築する場合、高度な構造計算（許容応力度等計算等）により構造安全性を確認する必要があります。

改正後は、近年の建築物の断熱性向上等のために、階高を高くした建築物のニーズが高まっていることから、一定の耐火性能が求められる木造建築物の規模については、4階建て以上又は高さ16m超に見直されます。

また、現行では、2階建以下で延べ面積500㎡以下の木造建築物については、構造計算が求められていませんが、多様なニーズを背景として、大空間を有する建築物が増加しており、これらの建築物に対応した構造安全性の確保が必要となっているため、構造計算が必要となる規模を引下げ（対象を拡大）し、改正後は延べ面積300㎡超となります。

規模	高さ	高さ13m以下 ※軒高9m以下	高さ13m超 60m以下 ※軒高9m超	高さ60m超
		仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
1階建	500㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	500㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	500㎡以下	仕様規定		
	500㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建				
4階建～				

規模	高さ	高さ16m以下	高さ16m超 60m以下	高さ60m超
		仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
1階建	300㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	300㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	300㎡以下	仕様規定		
	300㎡超	簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建				
4階建～				

【施行日：公布の日から3年以内】

図 木造建築物の構造計算対象の規模

3. 2年内施行について

建築基準法に関する2年内施行は、主に木材利用の促進のための建築基準の合理化となっています。

(1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化

現行では、大規模な建築物（例：4階以上等）や避難上困難が生じる用途（例：就寝/不特定多数の者が利用）の建築物では、原則耐火建築物とすることが求められています。

この耐火建築物では全ての主要構造部を耐火構造（例：RC造、被覆S造など）とし、火災時に損傷を許容しないことが原則となります。

改正後は、耐火建築物においても、火災時の損傷によって建築物全体への倒壊・延焼に影響がない主要構造部については、損傷を許容し、耐火構造等とすることが不要（あらわしの木造で設計可能）となります。

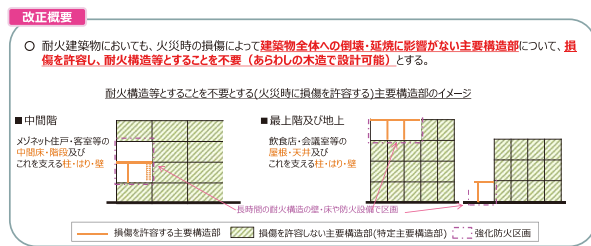


図 耐火建築物における火災時に損傷を許容する主要構造部の規定

(2) 大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化

現行では、大規模木造建築物については、延べ面積が3000㎡を超える場合は、主要構造部を耐火構造とすること又は床面積3000㎡以内毎に耐火構造の「壁等」で区画することのいずれかに適合することが求められています。

改正後は、準耐火構造（大断面の木造のあらわし）のみで3000㎡超の大規模木造建築物等が可能となる構造方法が追加されました。

新たに追加された構造方法は、「火災時倒壊防止構造」と「周辺危害防止構造」です。

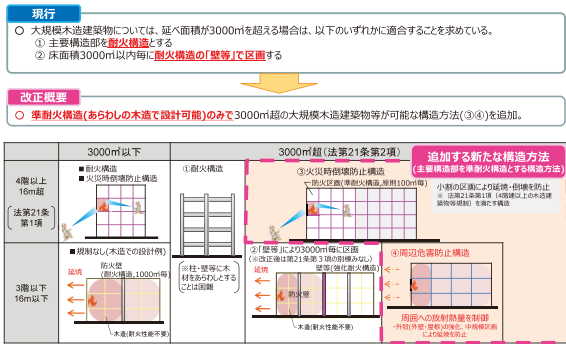


図 大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化

4. 建築物省エネ法改正関係

(1) 省エネ基準適合制度における義務付けの対象

現行では、省エネ基準適合義務対象外の住宅や小規模建築物の建築主に対し、省エネ基準適合の努力義務が規定されていますが、令和7年4月以降に着工する原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。ただし、10㎡以下の新築・増改築など一部の建築物については適用除外となります。

なお、省エネ基準適合性判定については、道では登録建築物エネルギー消費性能判定機関に委任しており、申請は当該機関に提出をお願いします。

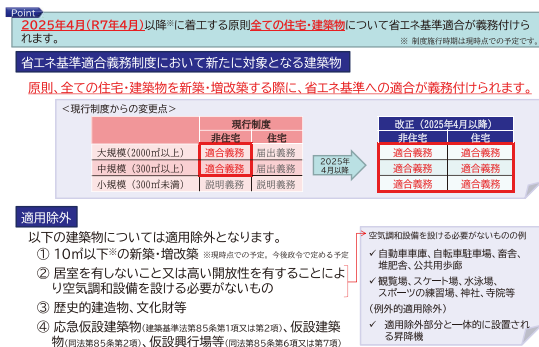


図 義務付けの対象

(2) 増改築の場合の対象

増改築を行う場合、現行では、既存部分を含め建築物全体が省エネ基準に適合させる必要がありましたが、改正後は、増改築部分を省エネ基準に適合させればよいこととなります。

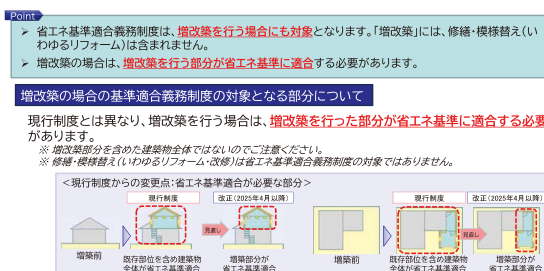


図 増改築の場合の対象

(3) 適用開始時期

適用開始時期は、令和7年4月以降に工事に着手

するものから適用される予定となっています。

このため、令和7年4月以降に工事着手が見込まれる場合は、法施行前から予め省エネ基準に適合した設計としておくことが必要となります。

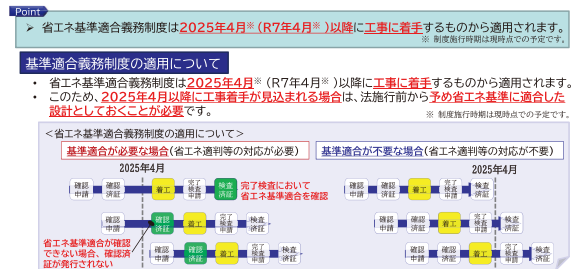


図 適用開始時期

(4) 大規模非住宅省エネ基準引上げ

令和7年4月の省エネ基準適合全面義務化に先立ち、本年4月以降、2,000㎡以上の非住宅建築物に係る省エネ基準が次のとおり引上げられます。

表 大規模非住宅建築物に係る引上げ後の省エネ基準

用途	現行省エネ基準 [BEI]	引上げ後省エネ基準 [BEI]
工場等	1.0	0.75
事務所等、学校等 ほか	1.0	0.80
病院等、飲食店等 ほか	1.0	0.85

(5) 小規模建築物における届出制度

道では、令和5年4月から小規模(300㎡未満)建築物における省エネ性能に係る届出制度を始めました。

令和7年4月(予定)から適合義務化により建築確認申請時に省エネ基準への適合状況が分かる書類の添付が求められることから、法改正に向けた準備として、現行では省エネ基準の適合義務や届出義務のない小規模な建築物を対象に、届出書の提出をお願いします。届出内容は、省エネ基準への適合性と建築主への説明状況の2点となります。

詳細は、道建築指導課 H P (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/146019.html>)を確認ください。

5. おわりに

全面施行まで約1年となります。今後、各支部等において法改正に係る勉強会などを行う際、講師等の要望があれば対応させていただきますので、当課までご連絡ください。

また、施行時には、申請が殺到することも予想されることから、余裕をもって設計や申請をしていただくようお願いします。

法改正に係る最新の情報は国土交通省 H P (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_shoenehou_kijunhou.html)をご確認ください。

本稿で用いている図は、国土交通省の建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明会(令和5年11月)の資料から引用したものです。

室蘭支部

出前授業～未来の建築士を育てるために～

青年部

及川 祐一



当支部では、建築の仕事を理解してもらうと共に、未来の建築士を発掘するため、青年部が中心となり例年は親子ふれあい木工教室を開催してきましたが、ここ数年はコロナ禍により活動の中止を余儀なくされてきました。

昨年頃よりコロナ禍以前の生活に戻りつつあるなか、木工教室の再開を検討していましたが、人手不足や開催場所確保等の課題に直面し、新たな取り組みへの移行を模索していました。そんな中、室蘭市で開催された青年建築士の集いで札幌支部青年委員会の皆さんが開発した、『パズルで住まいを考えよう！』の発表を聞かせていただき、内容に感銘を受け、「是非室蘭支部でも活用させていただきたいです。」と直談判させていただきました。

その後は、札幌支部の小林さんとメール等のやりとりをさせていただき、日程の調整や出前授業の概要の話を小学校の先生と行い、令和5年3月1日に支部で初開催すること

ができました。

出前授業当日は、札幌支部の皆さんにもサポートいただくと共に、隣接する室蘭工業大学の建築を学ぶ学生にも参加してもらいました。授業自体も、ギガスクール構想により生徒1人1台Chromebookが配備されているため、アプリの操作方法を伝えと大人顔負けに間取りをどんどん作りあげていきました。想定以上に間取りの完成が早かったので、できるだけ多くの生徒に間取りの工夫した点や大変だった点をプレゼンしてもらい、それに対して建築士の講師が一言コメントを伝えるようにしました。

新たな形のこの出前授業を通じて、ものづくりの楽しさや大変さ、施主の要望に応え喜んでもらえる達成感を味わうことで、次世代の建築士の

誕生のきっかけになればと思っています。なお、新聞記事を見て出前授業の依頼も届いておりますので、当面の目標を市内すべての小学校での出前授業を行うこととして活動を続けて行きたいと思っています。

最後に、開発するのに大変ご苦労された本アプリを無償でご提供いただき、ご相談にも何度もついていた札幌支部青年委員の皆様にこの場をお借りして感謝を申し上げ、結びとさせていただきます。



【アプリの画面】



【発表する様子】



【パズルに取り組む様子】



【新聞掲載記事】

士別支部

士別支部の青年部員として

副青年部長

飯田 誠



平成26年から務めさせて頂いた青年部長を今回バトンタッチする事になり、副青年部長になりました。士別支部は青年部の年齢制限を50歳にしています。私は次の任期中に50歳になるので交代して頂きました。2級建築士に合格し、青年部員の一員にはなりましたが、活動は年1回のビールパーティーのみ。当時の士別支部の青年部長が道北ブロック長に就任したのをきっかけに、青年部の会合にも参加するようになりました。普段会えない方々から色々な話を聞けることは楽しく、とても勉強になりました。自分自身としては積極的に参加しているつもりではなかったのですが、青年部長のお話を頂いて、力不足ではありましたが10年間やらせて頂きました。平成30年には全道大会も開催させて頂き、本部の方をはじめ、沢山の方々の御協力のもと、無事に終了する事が出来ました。大変に貴重な体験をする事

が出来ました。私は現在、木造住宅のプレカット会社に勤務していますが、前の会社を退職して新たな就職先を探していた時に今の会社を紹介してくれたのが、建築士会の方でした。仕事の面でも建築士会の方々には、お世話になる事が多く、最初は活動が面倒臭く億劫に感じることもありましたが、建築士会での絆に助けられたか分かりません。残り1年半、楽しんで青年部員を終えたいと思います。

さて話は変わりますが、士別市の紹介をしたいと思います。自然があふれている、人が少ない(笑)コロナ禍の時ほど人が少なくて良かったと思ったことはありません。家の前で肉を焼こうが、石窯に薪を入れてビザを焼こうが文句を言われた事はありません。単に私の住んでいる所が町外れというのがありますが・・・あと最近流行しているキャンプの話題です。私も、にわかキャンパーですが子供達も部活等が忙しくなり一緒に行かなくなりました。遠くに行く元気も無いので市内のキャンプ場でソロキャンプをしています。士別市には、つくも水郷公園

キャンプ場と岩尾内湖白樺キャンプ場があります。つくも水郷公園キャンプ場はアスレチック遊具、水遊び場、ボート、ゴーカート、パークゴルフ場と年齢幅広く楽しめます。そして、キャンプ場は無料です！口コミで話が広がり、ここ数年は混んでいる事が多いです。私は皆さんの邪魔にならないように、すみっこでテントを張っています。岩尾内湖白樺キャンプ場は岩尾内湖のほとりにあり、テントを車の隣に張ることが出来ます！残念ながら今年から1張1泊500円になるとの事です。湖で釣りをする事も出来、自然を存分に堪能できます。有料ですが、シャワーもあります。ただし一番近くのコンビニまで車で30分くらい掛かるので必要な物はお忘れなく。色々遊ぶ、必要な物はすぐに買いに行くなら『つくも水郷公園キャンプ場』、静かに自然を堪能したいのなら『岩尾内湖白樺キャンプ場』。街中には数年前に道の駅も出来ましたので、時を忘れてリラックスする為に、家族サービスの為にぜひ士別市にお越しください。お待ちしております。

道士会の動き

本部の主な会議報告（3月）

- ◆第1回総務・企画委員会
（開催日）1日（金）
1）令和6年第1回理事会議案
- ◆第1回女性委員会
（開催日）2日（土）
1）今年度の活動（日時・担当・内容等）
2）集い（日時、開催場所）
3）連合会
- ◆第1回四役会議
（開催日）7日（木）
1）令和6年第1回理事会議案
- ◆正副会長会議
（開催日）13日（水）
1）令和6年第1回理事会議案
- ◆第1回理事会
（開催日）13日（水）
1）支部財政調整積立資産の取崩し
2）令和5年一般会計収支予算の補正及び流用（案）
3）令和5年一般会計事業報告及び収支決算（案）
4）令和5年特別会計事業報告及び収支決算（案）（監査報告）
5）定款第6条に基づく会員の入会承認（案）
- ◆第1回災害対応委員会
（開催日）23日（土）
1）令和6年事業計画
2）ネットワークの登録者増強と整備
3）各自自治体と支部の協定締結推進
- ◆令和6年全道青年委員会連絡会議
（開催日）30日（土）
1）令和5年事業報告、決算報告
2）令和6年事業計画、予算説明
3）連絡会議研修会

本部の主な行事予定（4月）

- 6日（土） まちづくり会議
- 12日（金） 女性委員会小委員会（Web）
- 13日（土） 事業委員会
- 20日（土） 情報委員会

“会員専用ページ”でオンデマンド配信中！



- 視聴方法：北海道建築士会HPの上記「会員専用ページ」をクリックしパスワードを入力
- 4月パスワード：Hak042

講習会・セミナーのご案内（4月）

監理技術者講習

17日（水） 札幌市

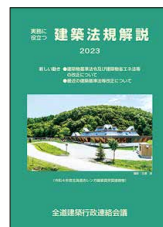
BIMセミナー

16日（火） 札幌市

CPD認定プログラム（3月認定）

- ◆2024年北海道建築士会まちづくり会議
《日程及び会場》4月6日（土） 15：00～18：00
かでの2.7（札幌市）
《単位数》3単位
- ◆do BIM Season8 1st（オンライン）
《日程及び会場》4月16日（火） 18：30～20：00
《単位数》2単位
- ◆do BIM HSNDS-ON 2024 in WAKKANAI
《日程及び会場》5月24日（金） 10：00～13：00
14：00～17：00
キタカラKITAcolor（稚内市）
《単位数》各3単位
《問合せ先》（一社）北海道建築士会 TEL 011-251-6076

販売のご案内



令和6年1月～2月に開催の第55回建築基準法講習会で使用をした、「実務に役立つ建築法規解説2023」（2024年1月発刊）を販売しております。詳細は北海道建築士会ホームページをご確認ください。

実務に役立つ 建築法規解説2023

編集＝全道建築行政連絡会議

◎A5判 ◎定価：3,900円（税込）

令和6年（一社）北海道建築士会会員作品の募集

応募対象

- ①対象建物 令和2年以降に竣工し、検査済証の交付を受けた建物で、その用途、規模等は問いません。ただし、確認申請を要しない建物は、検査済証は不要です。
- ②対象者 本会の正会員（応募建物の設計、及び施工管理者等、責任ある立場で建築に携わった者に限ります）
- ③応募作品 1人若しくは1グループで1点とします。

所有者等の了解 予め所有者、管理者等の了解を得てください。

応募締切 令和6年5月24日（金） 必着

応募資料

- ①申込書 所定の申込書を本会HPからダウンロードして記入してください。
- ②提出資料 図面（平面図・断面図・配置図等）及び完成写真（内・外装）等の画像データ3点と上記申込書を、CD-ROMに記録して提出してください。（応募作品は返却しません）

作品掲載

応募作品のすべては、本会ホームページに掲載します。また、その中から4点程度を選考し「北海道建築士No.325」に掲載します。
※詳細は、北海道建築士会HPをご覧ください。

編集後記

春の到来です。それまで縁もゆかりもなかった鳥取県の建築業界にハタチで単身飛び込み、社会人生活をスタートさせたわたくし、出勤初日の朝に近所の小学校で飼われているニワトリの鳴き声で目を覚まし、テレビドラマのひと幕の中にいる錯覚に陥ったことを昨日のことのように思い出します。当時は考えもしなかった物価高騰、人材不足、ニーズの多種多様化、自然災害の頻発、2024年問題…個人でも組織でも悩みが山積していますが、建築業を選んでくれるキラキラした若者は確かにいます。彼らに素敵な思い出や沢山の学びを（時代に合った方法で）与える草の根活動で、担い手を増やしていきたいですね。
情報委員会 副委員長 立花智亜喜（網走支部）

情報委員会委員長／前田 繁
副委員長／村山 賢司・立花智亜喜
委員／岩浪 治郎・角張 隆昌
津山 浩・奈良岡 修

北海道建築士 No.320号

印刷 令和6年3月／発行 令和6年4月

編集・発行 一般社団法人 北海道建築士会
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地
大五ビル
電話 (011) 251-6076番
URL https://www.h-ab.com/

印刷 株式会社 正文舎
〒003-0802 札幌市白石区菊水2条1丁目
電話 (011) 811-7151番